

茅野市教育委員会傍聴人規則

昭和 32 年 8 月 1 日

教委規則第 2 号

第1条 この規則は、茅野市教育員会会議規則（昭和 32 年茅野町教育委員会規則第 1 号）第 16 条の規則に基づき、教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所、氏名及び年齢（団体である場合は、その団体の名称、代表者の住所、氏名、年齢及び傍聴する者の人員）を受付簿に記入し、係員の指示を受けなければならない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 削除
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる者
- (4) 前 3 号のほか、委員長において傍聴を不適當と認める者

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 茅野市教育委員会傍聴人規則（昭和 31 年 10 月 1 日公布）は、廃止する。

附則（昭和 33 年 8 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 4 年 12 月 28 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 14 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。